主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

弁護人原定夫の控訴趣意は末尾に添附した別紙記載のとおりでこれに対する当裁 判所の判断は、次のとおりである。

〈要旨第一〉第一点の二、について。労働基準法第二十四条違反の罪における保護法益は個々の労働者の有する同条所定〈/要旨第一〉の方法による賃金支払請求権であるから、支払期日が同一であつても個々の労働者毎に、また同一労働者についても各支払期日毎に一個の独立した賃料不払の罪が成立し、その間に包括一罪又は一所為数法の関係が成立するものではなく、刑法第四十五条前段の併合罪の関係があるものと解すべきである。されば、原判決が原判示第一の罪について併合罪に関する刑法の規定を適用したのは正当であつて、所論のように法令の解釈を誤つた違法はない。論旨は理由がない。

〈要旨第二〉第一点の三、について。労働基準法第二十六条違反の罪における保護法益は個々の労働者の有する法定の休〈/要旨第二〉業手当支払請求権であるから、各労働者毎に独立した一個の休業手当不払罪が成立し、その間に刑法第四十五条前段の併合罪の関係が成立して包括一罪又は想像的競合罪の関係は生じないと解すべきである。されば、原判決が原判示第四の罪について併合罪に関する刑法の規定を適用したのは正当であつて、法令適用の誤はない。

第二点について。原判示事実は原判決挙示の証拠を綜合しこれを認定するに充分であつて訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠を精査するに論旨一、に指摘する事由により本件賃金の不払が被告人の責に離すべからざるものであることを首けせしめるに足る証拠が充分でなく、また論旨二、において主張する日被も充分でなく、また論旨二、において主張する日本の日本のであるとの事実を認めるに足る証拠も充分でなく、これらの点に関する原判決の示した判断け正当である。なお、仮に、本件労働者の勤務成績が多少不良であり、また制制、出版の方法を免れることはできないと解すべきである。所論は要するに審の職権に属する証拠の取捨判断事実の認定を徒らに攻撃するに帰し、採用することはできない。

第三点について。所論に鑑み、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠を 精査し、本件犯罪の罪質犯情を検討するに、原審の科刑は相当であつて量刑不当の 点は認められない。論旨は理由がない。

点は認められない。論旨は理由がない。 よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従い、主文のとおり、判決する。 (裁判長裁判官 平井林 裁判官 久利馨 裁判官 藤間忠顕)